

駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務委託 (基本設計・実施設計) 仕様書

第1条 業務の名称

駅西口富士見通線他ウォーカブル空間整備設計業務

第2条 業務の目的

都市の魅力向上を図るため、まちなかにおいて多様な人々が集い交流する官民のパブリック空間をウォーカブルな「ひと」中心の空間へ転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成が求められている。本市においても、国土交通省の「ウォーカブル推進都市」として、国の動きに合わせて政策を進めているところである。

本業務では、朝霞駅南口周辺において都市再生整備計画で設定した滞在快適性等向上区域（ウォーカブル推進区域）内の都市計画道路「駅西口富士見通線」と合わせ、周辺公共空地2か所として朝霞市消防団第5分団横広場（以下、「公共空地①」という。）および朝霞駅南口地下自転車駐車場入口脇広場（以下、「公共空地②」という。）を、人中心のウォーカブルな空間へ転換を図り、官民連携による新たな交流や滞留を生む場を創出することでエリアの価値を高めるとともに、朝霞駅周辺エリアの将来像を示した「未来ビジョン」の実現を目指し、設計業務を実施するものとする。

第3条 履行期間

(1) ウォーカブル空間整備設計業務委託（駅西口富士見通線・公共空地①）

契約締結の日（令和5年12月予定）から令和7年3月25日まで

(2) ウォーカブル空間整備設計業務委託（公共空地②）

契約締結の日（令和5年12月予定）から令和6年3月25日まで

第4条 業務対象範囲

本業務の対象は、駅西口富士見通線、公共空地①、公共空地②とする。

※別紙「業務対象エリア図」を参照。

<諸 元>

名 称	面積等
駅西口富士見通線	幅員：18M 延長：179M
公共空地① (朝霞市消防団第5分団横広場)	面積：約281㎡ 朝霞市本町2丁目1857-17、45
公共空地② (朝霞駅南口地下自転車駐車場入口脇広場)	面積：約111.7㎡ 朝霞市本町2丁目12-3

第5条 法令等の遵守・準拠

本業務は、本仕様書によるほか次に掲げる関係法令・計画等に配慮し実施するものとする。

- (1) 道路法
- (2) 道路交通法
- (3) 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- (4) 道路等の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省）
- (5) 埼玉県福祉のまちづくり条例
- (6) 朝霞市地域公共交通計画
- (7) 無電柱化の推進に関する法律
- (8) 埼玉県無電柱化推進計画
- (9) 朝霞市無電柱化推進計画
- (10) 朝霞市景観計画
- (11) ストリートデザインガイドライン（国土交通省）
- (12) その他朝霞市で策定した各種計画等
- (13) その他関係法令・通達等

第6条 配置技術者

受託者は、以下の要件を満たす技術者を配置するものとする。JV（共同企業体）の場合は構成員のいずれかから1人配置すること。

(1) 管理技術者

業務の総括責任者を担うものとし、次の要件を満たすこと。

①以下のいずれかの資格を有すること。

- ア 技術士（総合技術監理：建設 - 都市及び地方計画又は道路）
- イ 技術士（建設：都市及び地方計画又は道路）
- ウ R C C M（都市計画及び地方計画又は道路）
- エ 街路又は都市公園に係る計画、設計の実務経験が20年以上ある者

②過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、街路又は都市公園の設計に関する業務実績を1件以上有すること。

(2) デザイン技術者

駅西口富士見通線及び周辺公共空地2か所（公共空地①、公共空地②）のストリート及びランドスケープデザインを担当するものとし、次の要件を満たすこと。管理技術者との兼務も可とする。

①以下のいずれかの資格を有すること。

- ア 一級建築士
- イ 登録ランドスケープアーキテクト
- ウ 街路又は都市公園に係る計画、設計の実務経験が20年以上ある者

②過去10年間（平成26年度から令和5年度）に、街路や公園、広場等の公共空間を対象としたデザインに関する業務実績（コンセプト・構想・計画の策定、設計等）を1件以上有すること。

(3) 照査技術者

成果物を含む業務内容全般について技術的な照査を行うものとし、以下いずれかの資格を有すること。管理技術者との兼務は不可とする。

- ア 技術士（総合技術監理：建設 - 都市及び地方計画又は道路）
- イ 技術士（建設：都市及び地方計画又は道路）
- ウ R C C M（都市計画及び地方計画又は道路）
- エ 街路又は都市公園に係る計画、設計の実務経験が20年以上ある者

※（1）（2）（3）における技術者の「業務実績」（実務経験）について

- ・令和5年11月時点で継続中の業務については業務実績（実務経験）には含まれない。
- ・過去に所属した企業等での業務実績は含めるものとする。

第7条 関連業務

本業務は、現在策定中の「朝霞市南口交通安全対策基本構想策定業務」と密接に関係しており、当該計画業務の内容と調整・連携を図り業務を実施すること。

第8条 業務内容

1. 整備方針の検討

(1) 与条件の確認および現況分析

都市計画マスタープラン等の上位計画のほか、本エリアの未来ビジョン（朝霞駅周辺エリア 官民連携まちなか再生推進事業 エリアビジョン（ベータ版））における対象区域の位置づけについて整理を行うとともに、各種設計基準の整理、現地踏査（測量含む）を通じて、現況分析および課題の整理を行う。

(2) コンセプトの検討

駅西口富士見通線および周辺公共空地2か所（公共空地①、公共空地②）について、居心地がよく歩きたくなる、人中心のウォークアブルなまちなかの形成に資する空間へ改修を図るための基本コンセプトの検討を行う。

特に駅西口富士見通線においては、関連業務で検討している当該道路を含んだ面的な交通安全対策の検討内容を踏まえてコンセプトを検討すること。加えて、接続する駅前通りについて今後無電柱化および道路空間の再配分を検討していることから、両道路における共通要素（舗装、植栽、サイン、ストリートファニチャー）のコンセプトについても検討すること。

2. 基本設計

(1) 諸施設の検討及びレイアウトの検討

- ①基本コンセプト等を踏まえた、基本レイアウト及び必要な施設の検討を行う。
- ②対象区域内の主要施設規模、造成設計、施設設計、植栽設計、給・排水系統および電気

系統設計の検討を行う。また駅西口富士見通線においては、関連業務で検討した交通安全対策を踏まえた上で、道路空間の再配分など施設の検討を行う。

- ③検討対象施設は、対象区域内の道路構造物のほか、付属物として、ポラード、照明灯、植栽（樹種・配置）、舗装、ベンチ等の休憩施設、上屋（シェルター）等を含むものとする。また、これらの設置検討にあたり、ボーリング調査等を新たに行う必要がある場合には、別途協議とし、調査費用は本委託には含まない。
- ④検討にあたっては、過年度の実証実験やワークショップ、市民アンケートの結果も踏まえ、居心地がよく滞在でき、様々な活動が行いやすい道路空間および広場空間を創出すること。また模型を用いての検討も実施すること。

（２）基本設計図の作成

- ①基本レイアウト検討結果や、施設の位置、規模及び内容等を踏まえ、それらを基本設計図としてまとめること。
- ②平面図、縦横断面図、構造図等の一般図を作成する。
（現況平面図、縦断面図、横断面図、位置図、標準横断面図、排水計画平面図等）

（３）概算工事費の算出

基本設計図をもとに概算工事費を算出する。算出にあたっては、埼玉県土木工事標準積算基準書を使用し、根拠に基づいた積算、適正な工期の設定条件明示を徹底すること。

（４）鳥瞰図、イメージパースの作成

基本設計に基づき、駅西口富士見通線および周辺公共空地２か所（公共空地①、公共空地②）それぞれ、鳥瞰図を１枚、アイレベルパースを２枚作成する。アングル等については協議のうえ決定する。

（５）ワークショップの開催による市民合意形成支援

地域意見の収集、広場や道路空間の利活用促進を目的とした市民ワークショップの開催に向けて、企画および資料作成、住民意見の整理等の実施支援を行うこと。開催回数は２回程度を予定している。

また関連業務において、駅西口富士見通線を含む面的な交通安全対策の検討を行うためのワークショップの開催、実証実験の実施を予定しているため、開催時期や内容について連携を図るとともに、関連業務において開催したワークショップ等の結果についても本業務の検討に反映すること。

3. 実施設計

基本設計に基づき、対象範囲の実実施設計を行う。

（１）詳細検討

基本設計結果をもとに、施設配置計画、付帯設備、構造物等の詳細を検討する。その際、便益性、安全性、景観性、耐久性、経済性、施工性、維持管理等に留意して検討すること。

（２）道路詳細設計

設計図書及び諸基準等から設計条件を設定し、工事に必要な平面図、縦断面図、横断面図、構造図、数量計算書、工事積算等を作成し、それらに基づき工事発注することができる

図書を作成する。なお、道路詳細設計に必要な路線測量図は市から別途提供する。

(3) 実施設計図の作成

下記の実実施設計を行い、その成果として実施設計図の作成(平面図、縦断図、横断図、詳細図等)を行う。

- ①平面設計
- ②交差点設計
- ③縦横断設計
- ④照明設計(照明配置計画、照度計算等)
- ⑤植栽設計
- ⑥上屋設計(シェルター等) ※設置については発注者と協議により決定
- ⑦構造物設計(街渠・側溝・集水柵工・防護柵工・ベンチ・花壇等)
- ⑧電源および給排水施設設計
- ⑨その他必要な設計

(4) 施工計画の検討

自動車および歩行者動線に配慮した施工計画を検討し、工事期間中における施工ステップの検討を行う。

(5) 数量計算及び工事仕様書作成

数量算出要領に基づき、工種毎に数量を算出し、工事仕様書を作成する。

(6) 工事費、工期の算出

実施設計図をもとに必要な見積もりを収集し、工事費および工期を算出する。算出にあたっては、埼玉県土木工事標準積算基準書を使用し、根拠に基づいた積算、適正な工期の設定条件明示を徹底すること。

4. 無電柱化の検討(駅西口富士見通線)

駅西口富士見通線における無電柱化の検討を行う。

(1) 整備方針の検討

①与条件の確認および現況分析

道路無電柱化推進計画等の上位計画のほか、本エリアの未来ビジョン(朝霞駅周辺エリア 官民連携まちなか再生推進事業 エリアビジョン(ベータ版))における位置づけについて整理を行うとともに、各種設計基準の整理、現地踏査(測量含む)を通じて、現況分析を行う。

②関係者協議支援

無電柱化の実施に向けて、道路管理者や電線管理者との協議・調整を図るため、資料作成等の支援を行う。

③既設電線類移設補償費の検討

既設電線類移設補償費の算出を行う。

(2) 予備設計

基本コンセプト等を踏まえた、基本レイアウト及び必要な施設の検討を行う。

(3) 詳細設計

①基本レイアウト検討結果や、施設の位置、規模及び内容等踏まえ、それらを基本設計図としてまとめること。

②平面図、縦横断面図、構造物等の一般図を作成する。

(4) 概算工事費、工期の算出

設計図をもとに、概算工事費および工期を算出すること。算出にあたっては、埼玉県土木工事標準積算基準書を使用し、根拠に基づいた積算、適正な工期の設定条件明示を徹底すること。

5. 関係機関協議資料作成

設計及び施工計画に関係する各機関（交通、道路占用者、上下水道、電気通信、ガスなど）との協議資料を作成する。

この他、必要に応じて上屋等の建築確認申請等、各種法令に基づく関係機関との協議を想定している。

第9条 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。また、業務を円滑に遂行するため、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

打合せは、初回と成果品納入時を含み計10回程度を見込むこととする。なお、実施回数の変更による委託費の見直しは行わない。

第10条 提出書類

受託者は指定した様式により以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 委託業務開始前

- ①業務着手届
- ②現場責任者等選任届
- ③管理技術者等選任届
- ④経歴書
- ⑤業務計画書（業務概要、業務工程表、業務管理体制等を記載）

(2) 委託業務完成時

- ⑥業務完成届
- ⑦委託業務実施報告書

※②～⑤は内容に変更が生じた時にも提出すること。

第11条 成果品の作成

本業務における成果品は次のとおりとする。また、ほかに中間報告及び成果品があれば、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

[令和5年度]

(1) 令和5年度業務報告書 (A4パイプファイル等)	1部
(2) 上記成果の電子データ (CD-R等)	1式

[令和6年度]

(3) 令和6年度業務報告書 (A4パイプファイル等)	1部
(4) 基本設計資料・図面一式 (A3製本版)	2部
(5) 鳥瞰図、イメージパース (A3等)	2部
(6) 実施設計資料・図面一式 (A3製本版)	2部
(7) 数量計算書、工事仕様書、工事費積算資料	2部
(8) 上記成果の電子データ (CD-R等)	1式

※図面のデータ形式は、PDF、JWW、DXFの3種類とする。

第12条 担当部署

- (1) 都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係 (朝霞市役所 本館5階)

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-2518 (直通)

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

- (2) 都市建設部 道路整備課 道路施設係 (朝霞市役所 本館5階)

住所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 048-463-0913 (直通)

FAX 048-463-9490

メール doro_seibi@city.asaka.lg.jp

第13条 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続きを経て、市の検査を受けなければならない。市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

第14条 支払

市は、各年度の委託契約業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに、一括して委託料を支払うものとする。

また、支払いは予算の範囲内で各年度に完了した業務の出来高払いとする。

第15条 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報の保護及び障害のある方への適切な対応

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙のとおり個人情報取扱特記事項及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(7) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(8) 本仕様書に特段の定めがないものについては、埼玉県土木設計業務共通仕様書（最新版）及び埼玉県建築設計業務委託共通仕様書（最新版）の内容に準ずるものとする。

(9) 本事業は、まちなかウォークアブル推進事業（国土交通省）およびグリーンインフラ活用型都市構造支援事業（国土交通省）の国庫補助金の活用を見込んでいることから、その交付要件を踏まえた設計とすること。

第16条 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

別紙「業務対象エリア図」

